

## 長生村私道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、もって地域住民の福祉及び生活環境の向上を図るため、私道の舗装整備工事等を行う者に対する補助金の交付について、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、通常一般私人等が所有管理しているものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる私道は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。
- (2) 幅員が4メートル以上であること。
- (3) 公道に両端が接続していること。ただし、接続が1箇所の場合は、延長が15メートル以上あること。
- (4) 築造後5年以上経過していること。
- (5) 私道に面して4戸以上が現存し、境界が明確であること。
- (6) 工事に支障となる物件がないこと。
- (7) 補修工事においては、1件当たりの総額が30万円以上の工事であること。
- (8) 私道所有者及び私道を利用する隣接地権者全員が承諾し、村税の滞納（村税の滞納がある者が、当該滞納に係る納税誓約書を提出した場合を除く。）がないこと。

2 補助金の交付対象となる整備事業は、前項に規定する私道を利用する者が組織する団体等が行う舗装工事、排水工事、補修工事又はこれらを併せて行う工事（以下「補助事業」という。）とする。

(補助額)

第4条 補助額は、補助事業に要する経費の2分の1以内において村長が定める額とし、一路線につき200万円を限度とする。ただし、補助事業開始の日から10年を経過するものは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が他の補助制度に基づく補助を受ける

ときの補助額は、補助事業に要する経費から他の補助制度に基づく補助額を差し引いた額の2分の1以内において村長が定める額とし、100万円を限度額とする。

(申請)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長生村私道整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 公図の写し
- (4) 道路標準横断図
- (5) 選任書(別記第2号様式)
- (6) 誓約書(別記第3号様式)
- (7) 権利者調書及び承諾書(別記第4号様式)
- (8) 工事費見積書
- (9) その他村長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第6条 村長は、規則第6条の規定により、申請書を受理したときは、その事業内容を審査し、適当と認めた者に対して、予算の範囲以内で補助金の額を決定し、長生村私道整備事業補助金交付決定通知書(別記第5号様式。以下「決定通知書」という。)をもって、申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助事業が第4条第2項に規定する事業に該当する場合にあっては、他の補助制度に基づく補助額が決定した後でなければ決定してはならない。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(変更の承認)

第7条 申請者は、規則第7条の規定により、決定通知書を受けた後において事業内容を変更するときは、長生村私道整備事業変更承認申請書(別記第6号様式。以下「変更承認申請書」という。)により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の承認に当たり補助金に変更が生じる場合は、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「申請書」とあるのは「変更承認申請書」と、「長生村私道整備事業補助金交付決定通知書(別記第5号様式。以下「決定通知書」という。)」とあるのは「変更決定通知書」と読み

替えるものとする。

- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事着手及び竣工の届出)

第8条 申請者は、工事着手前に着工届（別記第7号様式）を、工事竣工後に竣工届（別記第8号様式）を村長に提出しなければならない。

(事前着工の禁止)

第9条 申請者は、決定通知書の交付を受ける前に工事に着手してはならない。

(竣工検査)

第10条 村長は、第8条に規定する竣工届を受理したときは、速やかに竣工検査を実施するものとし、その際申請内容のとおり施工されていないと認められたときは、申請者に対して工事の手直しを指示することができる。

(補助金額の確定及び請求書の提出)

第11条 村長は、前条に規定する竣工検査に合格した事業について、規則第17条の規定により補助金額の確定を行い、長生村私道整備事業補助金確定通知書（別記第9号様式。以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定通知書を受けた申請者は、規則第18条の規定により速やかに長生村私道整備事業補助金交付請求書（別記第10号様式。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 村長は、請求書を受けた後、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助金の交付を受けた者は、その事業終了後、規則第15条の規定により速やかに長生村私道整備事業実績報告書（別記第11号様式）及びその他村長が必要と認める資料を村長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第14条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第20条及び第21条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(事業実施者の責務)

第15条 この要綱の規定により私道を整備する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 私道の構造等について事前に村と協議すること。
- (2) 私道境界は、関係者において明確にし、村に負担をかけないこと。
- (3) 補助事業完了後の適正な維持管理をすること。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。